

① 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 遺言書・遺産分割協議書によらない場合

- 相続人様全員の合意によって相続の手続きをされる場合は、下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。
なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」にはすべての相続関係者の署名・捺印が必要です。

No.	書類名など	入手先
1	<p>被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 (※ 1)</p> <p>以下の①または②のどちらかをご提出ください</p> <p>①法定相続情報一覧図(原本) (作成日後、5年以内のもの)</p> <p>②被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 (原本)</p>	市区町村役場等
2	<p>すべての相続人様の戸籍抄本(※ 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被相続人様との関係がわかる戸籍抄本をご準備ください。 * ただし、下記に該当する場合は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 相続人様が被相続人様(亡くなられた方)と同一の戸籍にいる場合 (イ) 相続人様が結婚などにより被相続人様の戸籍から除籍されたが、現在の姓が被相続人様の戸籍で確認できる場合 (ウ) 被相続人様の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本にかえて、「法定相続情報一覧図」で手続きされる方 	市区町村役場等
	<p>すべての相続人様の印鑑証明書 (3カ月以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行日から3カ月以内のものが必要となります。 ・ 相続人様が未成年者の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。 	
3	<p>相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人様関係者全員に署名・捺印をしていただきます。 	当金庫

※1 法定相続情報一覧図に記載されている相続人様が死亡等により変動している場合
変動した相続人様を確定させる戸籍除籍謄本もしくは法定相続情報一覧図等が必要です。

※2 被相続人様のお取引内容により、別途書類が必要となる場合がございます。